

令和 2 年 5 月 27 日

てんかん診断オンライン対応を開始  
～ 遠隔地でも専門医の診療が可能に ～

広島大学病院てんかんセンターが6月1日からオンライン診療を開始します。てんかんは初期診断が難しい疾患であるとされていますが、専門医は少なく地域偏在も問題になっています。

広島県からてんかん診療拠点病院の指定を受けている本院の専門医がオンライン診療に対応することで、遠隔地の患者や医療機関の医師に適切な医療を提供できるようになります。2020年4月の診療報酬改定において、「遠隔連携診療料」が新設され、てんかんと難病を対象に情報機器を使った診療が保険適用の対象となったことから、オンライン診療システム「CLINICS」を利用して実施します。同時にオンラインでのセカンドオピニオンも導入します。

※ 広島大学病院てんかんセンター：2014年1月に開設、広島県だけではなく中国四国地方におけるてんかん診療の3次診療を担う。2015年11月に広島県からてんかん診療拠点病院の指定を受けている。

※ 遠隔連携診療料：希少性の高い疾患など専門性の観点から近隣の医療機関では診断が困難な疾患に対して、かかりつけ医のもとで、事前の十分な情報共有の上で遠隔地の医師が情報通信機器を用いた診療を行う場合について新たな評価を行う。

※ CLINICS：株式会社メドレーのオンライン診療システム。スマホのアプリとしても提供されている。診療費用もCLINICSを通じて請求する。

【お問い合わせ先】

病院  
運営支援部総務グループ 古市  
TEL:082-257-5418 FAX:082-257-5087

# オンライン診療(遠隔連携診療)予約申込みフロー

## かかりつけ医



## 広島大学病院 てんかんセンター 医師



### Step1

- ・広島大学病院地域連携室にオンライン診療(遠隔連携診療)の申込みをFAXしてください。  
※あらかじめ患者さんに説明し同意を得てください。  
※診療情報提供書も一緒にFAXしてください。



### Step2

- ・広島大学病院てんかんセンターにて申込みを確認後、担当医師と日程調整を行います。  
※日程調整には2~3日かかります。
- ・日程調整終了後、予約日時をかかりつけ医に連絡します。

### Step3

- ・CLINICSアカウントを作成して予約日時を入力してください。  
※CLINICS操作マニュアルをご参照ください。  
※予約時にクレジットカードでの決済となります。
- ・患者さんに予約日時を連絡してください。
- ・広島大学病院へ診療情報提供書、画像データ等を郵送してください。



### Step4

- ・CLINICSでかかりつけ医の予約入力を確認します。
- ・診療情報提供書、画像データ等をカルテへ取り込み準備します。



### Step5

- ・予約当日、CLINICSにログインして患者さんと待機してください。

## オンライン診療の実施



### Step5

- ・予約当日、CLINICSにログインして診察を実施します。



# オンライン・セカンドオピニオン予約申込みフロー

患者さん



広島大学病院  
てんかんセンター

医師



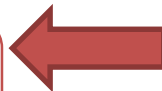
## Step1

- ・広島大学病院 患者支援センターにオンライン・セカンドオピニオンの申込みをFAX又は郵送してください。 **※主治医からの診療情報提供書も一緒に送付してください。**



## Step2

- ・広島大学病院てんかんセンターにて申込みを確認後、担当医師と日程調整を行います。
- ・日程調整終了後、予約日時を患者さんに連絡します。



## Step3

- ・CLINICSアカウントを作成して予約日時等を入力してください。  
**※CLINICS操作マニュアルをご参照ください。**  
**※予約時にクレジットカードでの決済となります。**
- ・広島大学病院へ診療情報提供書、画像データ等を郵送してください。



## Step4

- ・CLINICSで患者さんの予約入力を確認します。
- ・診療情報提供書、画像データ等をカルテへ取り込み準備します。

## Step5

- ・予約当日、CLINICSにログインして待機してください。

オンライン・セカンドオピニオン実施

## Step5

- ・予約当日、CLINICSにログインして相談を実施します。



# かかりつけ医と連携した遠隔医療の評価

## 遠隔連携診療料の創設

- 希少性の高い疾患等、専門性の観点から近隣の医療機関では診断が困難な疾患に対して、かかりつけ医のもとで、事前の十分な情報共有の上で遠隔地の医師が情報通信機器を用いた診療を行う場合について、新たな評価を行う。

### B005-11 遠隔連携診療料

(新) 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において、対面診療を行っている入院中の患者以外の患者であって、別に厚生労働大臣が定めるものに対して、診断を目的として、当該施設基準を満たす難病又はてんかんに関する専門的な診療を行っている保険医療機関の医師と情報通信機器を用いて連携して診療を行った場合に、当該診断の確定までの間に3月に1回に限り算定する。

#### [対象患者]

- ・ 指定難病の疑いがある患者
- ・ てんかん(外傷性のてんかんを含む)の疑いがある患者

#### [対象医療機関] ※連携先の医療機関

- ・ 難病診療連携拠点病院
- ・ てんかん診療拠点機関

#### [算定要件]

- ・ 患者に対面診療を行っている保険医療機関の医師が、他の保険医療機関の医師に診療情報の提供を行い、連携して診療を行うことについて、あらかじめ患者に説明し同意を得ること。
- ・ 連携して診療を行う他の保険医療機関の医師は、厚生労働省の定める情報通信機器を用いた診療に係る指針に沿って診療を行うこと。

主治医のもとに定期的に通院



事前に主治医が遠隔地の医師に情報提供を行う



連携した診療について  
患者説明・同意

主治医のもとで遠隔地の医師がオンライン診療を行う(初診も可)

